

「千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第2弾）」の申請受付を開始します

千葉市では、エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受けた中小企業者を支援する市独自の支援金（第2弾）の申請受付を1月31日から開始しますので、お知らせします。

1 事業概要

エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響で苦しい経営環境が続く中小企業者の事業継続を支援するため、市独自の支援金として、令和5年10月から令和6年3月までを対象とした「千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第2弾）」を実施します。

（1）給付要件

以下のア～ウにすべて該当する中小企業者

ア 令和5年10月から令和6年3月までの任意の1カ月において、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油の合計金額が3万円以上あること。

ただし、上記金額が3万円未満の場合は、原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃を含んだ合計金額が、令和5年10月から令和6年3月までの連続する3カ月において、月平均で50万円以上あること。

イ 法人の場合 市内に本店（法人税の納税地）を有すること。

個人事業者の場合 市内に住所（住民票）を有すること、または市内に主たる事業所を有すること。

ウ 今後も市内で事業継続する意思があること。

（2）給付額

1者当たり5万円

※前回の支援金（第1弾・4月～9月対象）の受給の有無にかかわらず、今回の支援金（第2弾・10月～3月対象）の受給要件を満たした中小企業者は申請可能です。

2 申請受付期間

令和6年1月31日（水）～6月14日（金）

3 申請方法

オンラインまたは郵送で申請してください。

申請書類は、1月31日（水）から、市役所高層棟7階産業支援課（Aカウンター）および各区役所に配架するほか、市ホームページに掲載します。

※前回の支援金（第1弾・4月～9月対象分）受給者で内容に変更がない場合、一部書類（通帳の写しや確定申告書類の写しなど）の提出を省略することができます。詳細は市ホームページをご参照ください。

【URL】 <https://chibacity-chushoenergy.com>



4 申請サポート（問い合わせ先）

1月31日（水）から、コールセンターのほか、面会またはオンラインによる相談ができる対面相談窓口を申請期間中、支援金事務局に常設します。

【支援金事務局】千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局

（委託事業者 株式会社JTB千葉支店）

対応時間 平日8：30～17：30

（1）コールセンター

電話 043-223-5591

（2）対面相談窓口

場所 千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル4階

JTB千葉支店内

※対面相談を受ける場合には、事前予約が必要です。

名称（法人は法人名、個人は屋号）、担当者名、電話番号、メールアドレスまたはFAX番号、希望日時をメールまたはFAXで以下に送信してください。

メールアドレス chibacity-chushoenergy@jtb.com

FAX 043-227-8205

<参考>第1弾との比較

	第1弾（前回）	第2弾（今回）
目的	エネルギー価格等の高騰に苦しむ事業者向けに支援金を創設し、市内中小企業者の事業継続を支援する。	
対象者	中小企業者（中小企業基本法による個人事業者、会社、組合、NPO法人等）	
対象期間	令和5年4月～9月	令和5年10月～令和6年3月
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の1カ月において、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油の合計金額が3万円以上あること。 ・ただし、上記金額が3万円未満の場合は、原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃を含んだ合計金額が、連続する3カ月において月平均で50万円以上であること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・法人 市内に本店（法人税の納税地）を有すること ・個人事業者 市内に住所（住民票）を有すること、または市内に主たる事業所を有すること 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も市内で事業継続する意思があること 	
給付金額	10万円	5万円
申請受付期間	令和5年8月25日～12月15日 受付終了	令和6年1月31日～6月14日